



農業委員会だより



【全道一の生産量を目指し寒中に始まった長ネギの播種作業 峠下(合)小澤農園】



【農業委員会総会の様子】

主な内容

- 農業委員会総会の開催、農地賃借料情報…21P
- 活動報告「農地パトロール」の取り組み…22P
- 農業委員の声、編集後記……………23P

農業委員会総会の開催

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開かれています。

今後の農業委員会総会開催予定日等は次のとおりです。

総会名	開催日	開催場所	許可申請書等の提出期限	現況調査日
第22回	平成25年 3月28日(木)	農業委員会会議室	3月14日(木)	3月21日(木)
第23回	平成25年 4月24日(木)	〃	4月10日(木)	4月17日(木)
第24回	平成25年 5月24日(金)	〃	5月10日(金)	5月17日(金)
第25回	平成25年 6月24日(月)	〃	6月10日(月)	6月17日(月)
第26回	平成25年 7月24日(水)	〃	7月10日(水)	7月17日(水)
第27回	平成25年 8月22日(木)	〃	8月 8日(木)	8月15日(木)
第28回	平成25年 9月24日(火)	〃	9月10日(火)	9月17日(火)
第29回	平成25年10月24日(木)	〃	10月10日(木)	10月17日(木)
第30回	平成25年11月22日(金)	〃	11月 8日(金)	11月15日(金)
第31回	平成25年12月20日(金)	〃	12月 6日(金)	12月13日(金)
第32回	平成26年 1月24日(金)	〃	1月10日(金)	1月17日(金)

※日程は都合により変更になる場合があります。最新情報は農業委員会事務局(☎651-2519)までお問い合わせください。

総会で決まったことをお知らせします

第16回 平成24年9月24日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)……………1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)……………1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)
- ・平成23年年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成24年年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について……………1件(可決)

第17回 平成24年10月25日

- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)……………2件(可決)
- ・土地の現況証明願について……………1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)……………1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)……………5件(可決)
- ・土地の現況証明願について……………4件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)

第18回 平成24年11月26日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)……………1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)……………5件(可決)
- ・土地の現況証明願について……………4件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)

第19回 平成24年12月21日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)……………1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)……………1件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)……………2件(可決)
- ・農用地利用集積計画の決定について(賃貸借・使用貸借)……………4件(可決)
- ・土地の現況証明願について……………1件(可決)
- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)……………4件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について……………1,793人(可決)

第20回 平成25年1月24日

- ・農地移動適正化斡旋申出について……………1件(可決)
- ・農地法第3条の規定による許可申請について……………1,793人(可決)

農地賃借料情報

平成21年に農地法が改正され、「標準小作料制度」が廃止されました。改正法では「標準小作料」に代わるものとして、「賃借料情報の提供」を行うこととされました。

「賃借料情報」とは、過去1年間に実際に締結された賃借料について、平均額等を算出した実勢の賃借料のことです。

今後は、この「賃借料情報」を参考にして、貸し手、借り手で十分な話し合いを行ったうえで、賃借料を決めていただくこととなります。

七飯町において平成24年1月から12月までに締結(公告)された賃借借における賃借料水準(10ヶ当たり)を公表します。地域区分は以下の様に行っています。

七飯方面…本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山

大沼方面…大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

単位：円、筆

1 田(水稻)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	10,400円	20,000円	6,000円	78筆
大沼方面	10,900円	20,000円	10,000円	35筆

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	8,800円	10,139円	4,401円	6筆
大沼方面	-	-	-	実績無し

3 畑(樹園地)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
七飯方面	-	-	-	実績無し
大沼方面	-	-	-	実績無し

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合、玄米1俵(60kg)を12,000円に換算して算出しています。
 ※3 平均金額は算出結果の10円の位を四捨五入し100円単位としています。最高・最低額は実金額を掲示しています。

ストップ遊休農地！

「農地パトロール」の取り組み

七飯町農業委員会では、優良農地の確保・保全と農地の遊休化防止、また、違反転用等発生を未然に防止するため、地区毎に農地パトロール（利用状況調査）を実施しました。

- 平成24年10月16日
大中山方面
- 平成24年10月17日
本町方面
- 平成24年10月18日
藤城・峠下方面
- 平成24年10月19日
大沼方面

遊休農地が増えると、大切な農地や環境にも様々な悪影響が及んでしまいます。農業者の皆さんには、農地を効率的に耕作するなど、適正に利用していただくようお願いいたします。

農地としての再生

農地は、一度荒らしてしまうと、もとの状態に戻すには大変な手間と労力がかかります。農地を荒らさないためにも、次のような対応が必要です。

- 今は自分で耕作できない：草刈りをしたり、景観作物を植えるなど、すぐに耕作できるようにしておきましょう。
- 将来とも自分で耕作できない：：



【農地パトロールの様子（H24.10.16 大中山方面）】

農地は貴重な資源

担い手がいないため耕作できない場合など、隣接農地の農家さんに貸して耕作してもらうなどの方法があります。お近くの農業委員や農業委員会事務局に相談してください。

農地は、農業生産の基盤であり国民の限りある貴重な資源です。そのため農地法では農地の所有者や耕作のため借りている人



【農地パトロールの様子（H24.10.17 本町方面）】



【農地パトロールの様子（H24.10.19 大沼方面）】

しかしながら、高齢化や担い手不足、農地の条件が悪いなどの理由で、耕作されず遊休化している農地は全国では約40万畝、町内でも約85畝が確認されています。

農地として使えない状態の時

どうしても農地に戻せないような土地は、植林をするなどの方法もあります。この場合、農地転用の手続きが必要となりますので、農業委員会事務局に相談してください。

作況調査

平成24年9月19日

※この他に、次の調査や研修に参加しております。

例年出来秋に実施しております農畜産物の作況調査を行いました。

全委員の参加により、果樹を始め花卉の生育状況や小ネギ出荷の様子などを調査・視察しました。

今年、峠下に隣接する北斗市稲里地区で栽培されている乾田直播方式による水稲の生育状況についても視察を行っております。



乾田直播水田の視察

地区別農業委員研修会

(北斗市農振センター)

本年も北海道農業会議主催による地区別農業委員研修会に参加しました。

本研修会は昨今の農業委員会を取りまく情勢や農地制度の内容について理解を深め、今後の農地関係業務や農業委員会活動の推進を図るため開催されております。収穫期とも重なりましたが委員7名と事務局2名が参加しております。



農業生産法人の皆様へ

毎年の決算後に「事業報告書」の提出をお願いします

農業生産法人は、農地法第6条の規定により、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、「農業の状況を記した農業生産法人報告書」を経営地のある市町村の農業委員会に提出しなければならぬ義務があります。例えば決算期が12月末の農業生産法人は、3月末までに提出しなければなりません。

農地法では、農業生産法人以外の法人は農地の所有権を認めていません。報告書が未提出の場合は、農業生産法人としての資格確認ができません。

また、事業状況を把握することができないため、農地基本台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告を宜しく願います。

農業委員の声



杉村 久悦 委員

大切な農地を守る

農家として父親の後を継ぎ26年、街の様子はもとより、農業の生産基盤である農地の状況も大きく変わってきました。

昔は一つひとつが小さく変形であった水田地域では、整然と区画整備がなされ、用排水路や使いやすい作業道の新設、また、耕起の度に掘り起こされる石に悩まされていた畑では、除礫作業が行われるなど、随分と効率良く作業ができるようになった。半面、時代の流れにより、私たち農家の姿も大きく変化し、後継者の減少や離農などで耕作されない農地も目に付くようになりました。

今後も安全で美味しい地元産の農畜産物が生産されるよう、優良農地の確保や遊休農地の発生防止など、大切な農地を守る諸活動に取り組んでいきます。



宮田 学 委員

次世代農家さんへ

私が家業を継ぎ始めた頃と今とは、農家戸数の減少、農家の高齢化、後継者不足等の大きな問題があり、農家を取りまく環境は大きく変化しました。しかしその一方では他の産業が農業分野へ進出し、農産物を生産しています。これも農業の進む一つ方向かと思われませう。

このように農業も新しい試みと従来のやり方の融合した形を取り入れていくことは今後必要要素になるのではないのでしょうか。

我々は人間が生きていく上で必要な食糧を生産しているという自信と誇りをもって農業を行い、次の世代にもその思いと技術を橋渡しできればうれしく思っています。



老後の備えは、農業者年金で安心！

皆さん。農業者の備えは、老後の備えは、万全ですか？



お問い合わせは農業委員会又はJA新はこだて七飯基幹支店までどうぞ

編集後記

冬も終わりを告げ、春の訪れと共に我々農業者の仕事も本格的に多忙な時節を迎えました。

私たちは新年度も七飯町の農業を守り、更に発展させられるような活動を目指しつつ、農家と町民とを繋ぐ懸け橋になるべく活動し、七飯町全体が明るく元気になれるよう頑張っています。

「委員会だより」がその一躍を担っているよう、皆さまからのご意見・ご感想を是非お待ちしております。

- 編集委員 小澤 大栄
- 寺谷 富夫
- 宅見 孝男
- 杉村 久悦

★編集・発行

七飯町農業委員会事務局(役場内)
〒041-1119
七飯町本町6丁目1-1
☎65-2519(直通)
FAX 65-9280